

平成26年1月31日

法務省法制審議会
民法(債権関係)部会
部会長 鎌田 薫 殿

全国中小企業団体中央会
会長 鶴田 欣也

民法（債権関係）改正に対する意見

民法（債権関係）改正の議論が大詰めを迎えている。民法は取引の基本を定める法律であり、この改正が多くの中企業にとって、取引の安全が守られるような改正、資金調達の悩みが改善されるような改正とすべきである。

少なくとも下記の点については、民法改正要綱に盛り込まれるよう要望する。

記

提言1 中小企業の資金調達を支援する改正を求める

1. 個人保証人を適切に保護する改正を実現すべきである。

個人保証人が過大な債務を負って悲惨な結果を招かないように、個人保証人の保護を推進しつつ、それが中小企業の資金調達を阻害することにならないよう十分な配慮をすべきである。

2. 債権譲渡禁止特約の効力を見直すべきである。

個人保証の制限を補完し、中小企業の資金調達を支援するため、不動産を持たない中小企業が、その将来性を担保に資金調達する方策の第一として、自由な譲渡を阻害する譲渡禁止特約の効力を制限すべきである。

3. 債権譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化すべきである。

中小企業の資金調達を支援するため、不動産を持たない中小企業が、その将来性を担保に資金調達する方策の第二として、譲渡の第三者対抗要件は、債務者に不当な負担を課している通知・承諾の制度を廃止し、現在の債権譲渡登記制度を改善した上で、公示機能に優れる登記に一元化して、債権譲渡による資金調達の安全性を高めるべきである。

提言2 現代の取引に不可欠なルールの整備を求める

1. 約款に関するルールを明確にすべきである。

約款は現代の取引に不可欠であるにもかかわらず基本的なルールが欠けている。中小企業のように、相手方の約款によって取引せざるを得ない事業者にとっても分かりやすい明確なルールを整備すべきである。インターネットを活用した取引が拡大している中、約款は中小企業の取引においても多く用いられており、既に実務的にはルールが確立している。約款の定義や組入要件といったルールを民法に明確に規定すべきである。

提言3 中小企業にとっても分かりやすい法律となるように改正することを求める

1. 中小企業にとって分かりやすい法律にすべきである。

中小企業にとって民法は「読んでも分からない法律」の代名詞である。そのため、民法の原則とは異なる不利な条件を押し付けられるなど、中小企業は見えないコストを支払っている。次の契約に関するルールを明文化し、中小企業にとっても分かりやすい法律とするよう要請する。

(1) 暴利行為

相手の弱みにつけ込んで暴利を貪る契約は無効であるというル

ールが確立しているのに、明文化されていない。「公の秩序又は善良の風俗」という抽象的な規定の解釈に委ねることなく、中小企業にも分かりやすい要件で明文化すべきである。

(2) 情報提供義務

契約締結に際しては、一定の要件の下に必要な情報を相手方から提供を受ける権利があるというルールが確立しているのに、明文化されていない。保証被害防止の観点からも中小企業にも分かりやすい形で明文化すべきである。

(3) 契約交渉の不当破棄

締結間近な契約交渉を不当に破棄されたときには一定の要件の下に損害賠償の請求ができるというルールが確立しているのに、明文化されていない。取引上立場の弱い中小企業にとって、分かりやすい形で明文化すべきである。